

市立長浜病院医事業務等委託
及び市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立長浜病院医事業務等委託及び市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 市立長浜病院医事業務等委託
及び市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務
- (2) 業務内容 市立長浜病院医事業務等
及び市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務
- (3) 業務期間 令和4年11月1日から令和7年10月31日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、月額17,820,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和4年度の長浜市委託業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 過去5年以内に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『包括支払い業務』の受託実績が3年以上の者
- (3) 過去5年以内に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『医事事務』の受託実績が3年以上の者
- (4) 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO/IEC27001（ISMS）、プライバシーマーク、JIS Q27001のいずれかの認証を取得している者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (7) 長浜市又は長浜市病院事業から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき

6. スケジュール

公募開始	令和4年6月29日（水）
質疑受付締切	令和4年7月8日（金）
質疑に対する回答（ホームページ）	令和4年7月15日（金）予定
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和4年7月20日（水）
参加資格審査結果の通知	令和4年7月21日（木）予定
企画提案書等の提出期限	令和4年8月2日（火）
ヒアリング審査	令和4年8月10日（水）

7. 実施要領の配布

- (1) 配布期間 令和4年6月29日（水）から令和4年7月20日（水）まで
ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 配付資料
 - ア 実施要領
 - イ 仕様書
 - ウ 質問書（様式1）
 - エ 参加申込書兼誓約書（様式2）
 - オ 業務実績（様式3）
 - カ 見積書（様式4）
 - キ 辞退届（様式5）
- (3) 配布方法
市立長浜病院ホームページからダウンロード

8. 質問・回答

- (1) 提出方法 所定の質問書（様式1号）により提出すること。
※ ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨

伝え、担当課において着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和4年7月8日（金）午後3時00分まで（必着）

(3) 提出先 市立長浜病院 事務局医事課

郵便番号 526-8580

住所 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

FAX番号 0749-65-1259

E-mail nch-iji@city.nagahama.lg.jp

(4) 回答方法 ファクシミリ又は電子メールで質問者へ回答するとともに、市立長浜病院ホームページに掲載する。 令和4年7月15日（金）予定

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式2）

イ 会社概要

ウ 業務実績（様式3）

エ 労働者派遣事業許可証の写し

オ プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、
JIS Q 27001のいずれかの認証取得が確認できる書類

(2) 提出期間

令和4年6月29日（水）から令和4年7月20日（水）まで

ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

上記「8. 質問・回答(3)提出先」と同じ

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込のあった全ての者に参加資格審査結果をファクシミリ又は電子メールにて通知する。 令和4年7月21日（木）発送予定

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有すると認められた者は、次のものを提出すること。

ア 企画提案書（本実施要領10に基づくもの）20部

イ 見積書（本実施要領12に基づくもの（様式4））1部

(2) 提出期間

令和4年7月22日（金）から令和4年8月2日（火）まで

ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

上記「9. 質問・回答(3)提出先」と同じ

1 1. 企画提案書作成方法

市立長浜病院医事業務等委託及び市立長浜病院医師事務作業補助業務に係る労働者派遣業務企画提案書作成要領に記載のとおりとする。

1 2. 見積書作成方法

所定の見積書(様式4)により、次の総額(月額)及び内訳を必ず記載すること。

- (1) 総額 契約期間中に発生する価格の月額(消費税及び地方消費税相当額含む。税率は10%で算出のこと。)並びに月額に占める消費税及び地方消費税相当額。
- (2) 内訳 次の経費別に価格を記載すること。ただし、内訳には消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

- 委託**
- I 入院病棟入力業務
 - II 初再診受付窓口等業務
 - III 診療報酬明細書点検、集計業務
 - IV 医事事務業務
 - V 救急センター受付窓口等業務

- 派遣** 労働者派遣業務

- (3) その他必要に応じて、参考となる事項を記載すること。

1 3. ヒアリング審査

- (1) 実施日時 令和4年8月10日(水) 午後2時00分から
- (2) 実施場所 市立長浜病院 2階 講義室
- (3) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提案内容に基づいて行うこと。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションで使用するパソコン、プリンター、プロジェクター、及びスクリーン等の機材は、参加者で用意すること。また、プロジェクターを使用する場合は 事前に連絡すること。

ウ ヒアリング審査の参加人数は3名以内とする。本事業の責任者(採用された場合に、契約、総括責任者人事等を含む当病院事業に関する責任者となる者)は必ず参加すること。

エ ヒアリング審査の時間等

- ・準備が5分以内で、プレゼンテーションは30分以内とすること。30分を経過した時点でプレゼンテーションを打ち切る。質疑応答は30分程度とし、質疑応答終了後、速やかに撤収すること。

・ヒアリング審査の指定時間など詳細は参加者へ書面又は電子メールで連絡する。

(4) 評価項目等

別紙のとおり

(5) 委託先候補者の選定

委託先候補者は、プロポーザル選定委員会の審査で最も高い評価を受けた者を選定する。ただし、同選定委員会での評価点が同点の場合は、技術力評価部分の評価得点が最も高い者を委託先候補者に選定する。

また、提案者が獲得した合計得点から事業費評価部分の評価得点を除いた得点を100点満点に換算した場合の60点を最低基準点とし、同換算値が60点未満の提案者は、委託先候補者に選定しない。

なお、提案者が1者のみの場合、提案者が獲得した合計得点から事業費評価部分の評価得点を除いた得点の100点満点換算値が60点以上であれば委託先候補者として選定する。

(6) 次順位者の繰上げ

当院は、選定した委託先候補者に業務を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった委託先候補者のうち、評価点が上位であった者から順に業務について交渉を行うことができることとする。

(7) その他

プロポーザル選定委員会は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

1 4. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての参加者に文書にて通知するとともに、市立長浜病院ホームページに掲載する。
- (2) 通知時期 令和4年8月24日（水）（予定）

1 5. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 6. 情報公開及び提供

当院は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 7. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできない。

令和4年10月31日までの業務引継期間については、受託者の経費負担により引き継ぎを行うものとする。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング審査に正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

キ 提案審査において、その最低基準点を評価点が下回った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本実施要領で記載する各様式は、標準様式として、指定する内容が満たしてあるものについては、各社が作成する書類の使用を可能とする。

(8) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

18. 問い合わせ先

市長長浜病院 事務局医事課 担当者 主馬

滋賀県長浜市大戌亥町313番地

電話番号 0749-68-2300

FAX番号 0749-65-1259

E-mail nch-iji@city.nagahama.lg.jp